

# 津和野町町内事業者営業等支援事業補助金交付要綱

令和4年10月1日改正

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症（令和2年1月28日政令第11号により感染症に指定された感染症をいう。以下同じ）の蔓延防止に伴う措置等に沿って町内の事業者等（以下「事業者等」という。）が実施する意欲のある取り組みを支援し、もって町内の経済振興を図り地域活性化を推進するため、予算の範囲内において津和野町町内事業者営業等支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては津和野町補助金等交付規則（平成17年津和野町規則第38号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 前条に規定する事業者等とは、令和4年1月1日現在で津和野町地内に事業所を有し、次の各号のいずれにも該当する事業者等及び商店会等の組織をいう。

- (1) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する事業者等であること
- (2) 納期の到来した町税等を完納し、若しくは税務担当課等と納付についての協議を実施し、納税等に関する計画を適正に履行していること
- (3) 暴力団等の反社会的勢力との関係を有していない事業者等であること
- (4) 社会通念上不適切であると判断される事業者等でないこと

2 前項に定める事業者等のほか、町長が特に認めた事業者等

3 補助対象者には、前各号に規定する複数の連携した事業者等を含めるものとする。

(補助対象経費及び補助率等)

第3条 補助金の対象となる経費は、次の各号に該当するものとする。

- (1) 新型コロナウイルス感染症対策実施下において、事業者等が町内において実施する独自の販売企画等の実施に必要とされる広告宣伝費のうち、ポップ制作、ポスター・チラシデザイン・印刷、新聞折込、テレビコマーシャル及び雑誌広告掲載等のソフト的経費に係る費用。ただし、チェーン店等が親会社等の意向に沿って実施する共通的な広告宣伝に係る費用及び景品代、固定式店舗看板等のハード的経費は除く。

(2) その他町長が特に認めた経費

2 前項に係る金額には、消費税額及び地方消費税額は含まないものとする。

3 補助金の申請は、1事業者等1回限りとする。ただし、複数の連携した事業者等及び商店会等として申請する場合において、既に申請した事業者等が含まれている場合は、この限りではない。

- 4 事業者等が受け取ることのできる補助金額の上限は、単一の事業者等の場合 10 万円、複数の連携した事業者等の場合 40 万円、商店会等の場合は 60 万円を限度とする。
- 5 補助金の額は、補助事業対象経費の総額に 4/5 を乗じた額とし、1,000 円未満の端数が生じたときは、切捨てる取り扱いとする。なお、1 回の申請における補助金額が 2 万円に満たない場合は、助成の対象としないものとする。
- 6 事業に要する経費のうち、同一事業に事業者等が国、県及び他の補助金等を受給している場合は、当該補助金額等は対象経費から除くものとする。

(補助金の申請)

第 4 条 補助金を受けようとする事業者等（以下「申請者」という。）は、津和野町町内事業者営業等支援事業補助金交付申請書（様式第 1 号）に次の各号に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 納税証明書（事業者等の代表者分に係るもの。ただし、法人の場合は法人分を含み、商店会等の場合は除く。）
- (2) 申請金額を明らかにする見積書等の拠証資料
- (3) 商店会等の申請の場合は、構成員名簿、会則及び前年度会計決算書
- (4) その他町長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第 5 条 町長は、前条による申請があった場合は、申請内容等に関する審査を行い交付の可否を決定するものとする。

- 2 町長は、前項等の交付決定を行った場合は、申請者に対し速やかに津和野町町内事業者営業等支援事業補助金交付（却下）決定通知書（様式第 2 号）により通知するものとする。
- 3 町長は、審査に当たっては、必要に応じて津和野町商工会に意見を求めることができるものとする。

(実績報告)

第 6 条 前条の交付決定を受けた申請者は、事業完了後 2 週間以内か令和 5 年 3 月 5 日のいずれか早い時まで、町長に対し必要な書類を添付して、津和野町町内事業者営業等支援事業補助金実績報告書（様式第 3 号）を提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第 7 条 町長は、前条の規定により提出された実績報告書について内容等に関する審査を行い承認した場合は、速やかに申請者に対して津和野町町内事業者営業等支援事業補助金額確定通知書（様式第 4 号）により通知するものとする。

(補助金の請求)

第 8 条 前条の確定通知を受けた申請者は、津和野町町内事業者営業等支援事業補助金請求書（様式第 5 号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の請求が適切であると認めるときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(状況報告及び調査等)

第9条 町長は、必要があると認めるときは、事業者等に対し、実施状況等についての報告を求め、必要な指摘を実施し、又は調査を行うことができる。

(交付決定の取消し)

第10条 町長は、事業者等が次の各号に該当する場合には、第5条に規定する給付金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 事業者等が、法令又は本要綱の規定に違反したとき
- (2) 事業者等が、給付金を本要綱の目的以外に使用したとき
- (3) 事業者等が、事業の実施に当たって、不正、怠慢、その他著しく不適切な行為を行った場合

(給付金の返還)

第11条 町長は、前条の取り消しを行った場合において、既に交付した給付金の一部又は全部を返還させることができる。ただし、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、その返還を免除することができる。

- (1) 事業者等が死亡したとき
- (2) 災害、疾病その他やむを得ない事由により、返還することが著しく困難であると認められるとき

(委任)

第12条 この告示に定めるもののほか、給付金の交付に必要な事項は、町長が別に定める。

## 附 則

この告示は、公布の日から施行し、令和4年10月1日から適用する。